

平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査結果【概要】

調査の概要

<調査の経緯・目的>

○ 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○ 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26年度（※2）に引き続き、調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書、家庭訪問等により連絡・接触ができない児童
（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続きに係る事務も含む。

（※2）初年度となる平成26年度は、平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査し、結果を公表。

<調査の対象>

全国の市町村（1,741市町村）

<主な調査内容>

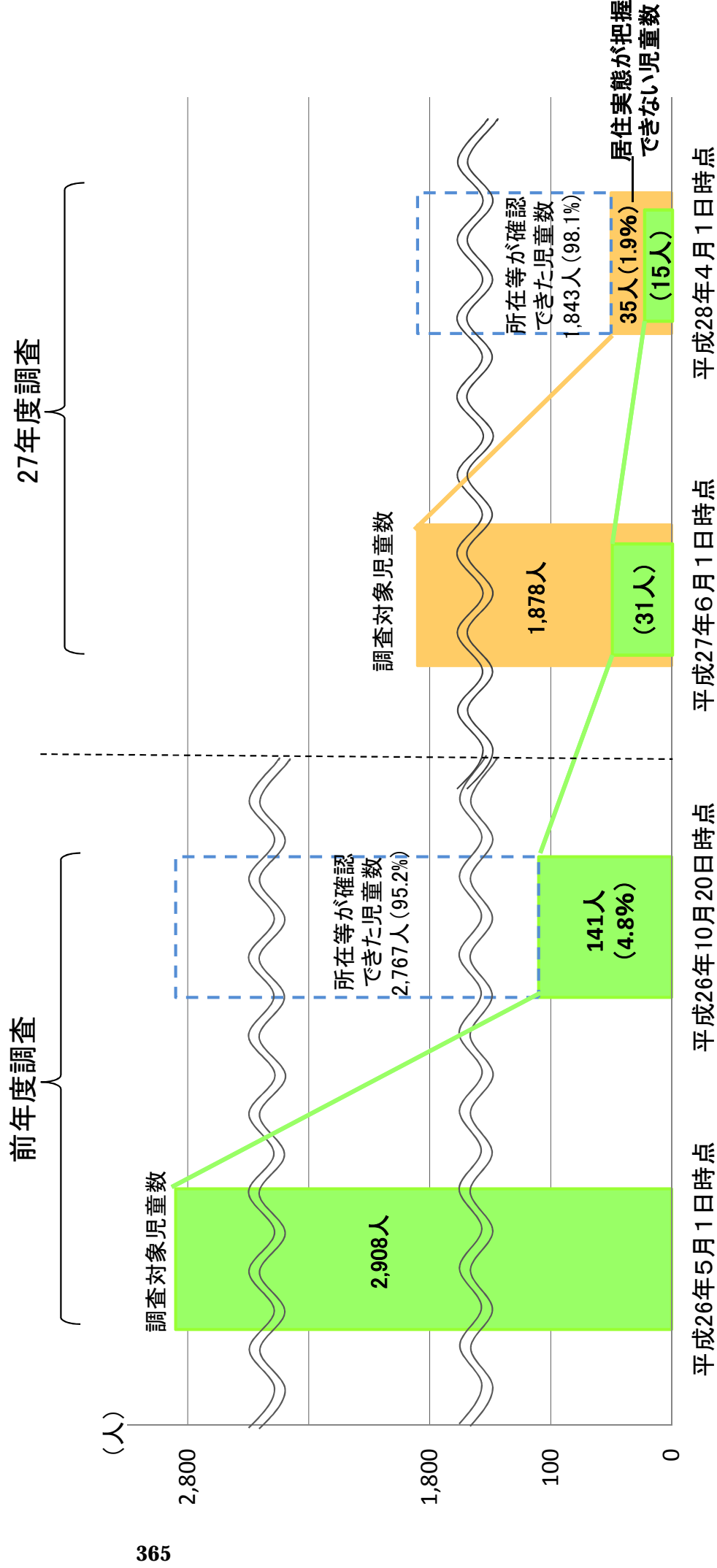
平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童（以下「調査対象児童」という。）について、平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童（※1）の個別の状況と、平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童（※2）の全体の児童数や確認方法等について調査を実施。

（※1）「居住実態が把握できない児童」に関する主な調査項目	（※2）「所在等が確認できた児童」に関する主な調査項目
・ 学年、年齢、性別 ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況、警察への通報（相談）の状況 等	・ 所在等が確認できた児童数（確認方法別） ・ 所在等が確認できた際に虐待又は虐待の疑いがあった児童数 等

調査結果

1. 全体の状況

- 平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童数は35人。
(※) 平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した調査対象児童数は全国で1,878人。
このうち平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童数は1,843人(98.1%)。
- 平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童は、平成28年4月1日時点では15人。



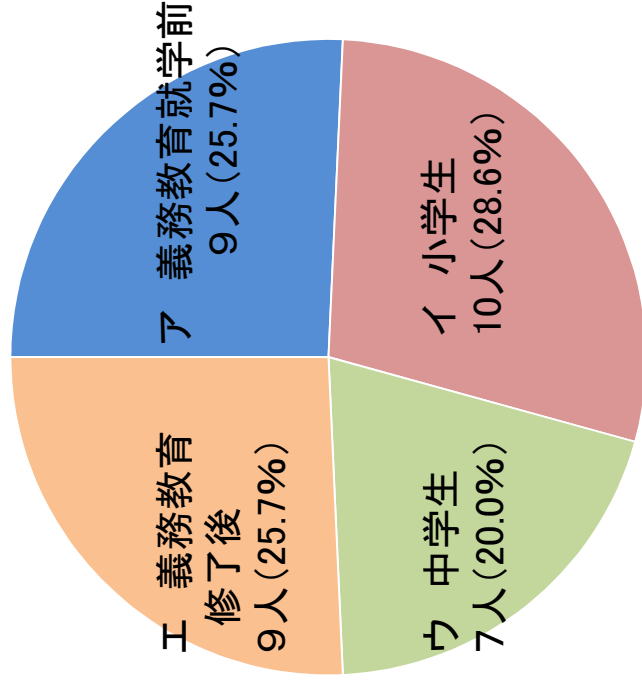
2. 居住実態が把握できない児童（35人）の状況（平成28年4月1日時点）

学年別の状況

- 「ア 義務教育就学前」が9人（25.7%）、「イ 小学生」が10人（28.6%）、「ウ 中学生」が7人（20.0%）、「エ 義務教育修了後」が9人（25.7%）。
- （※）学年は、平成27年6月1日時点。

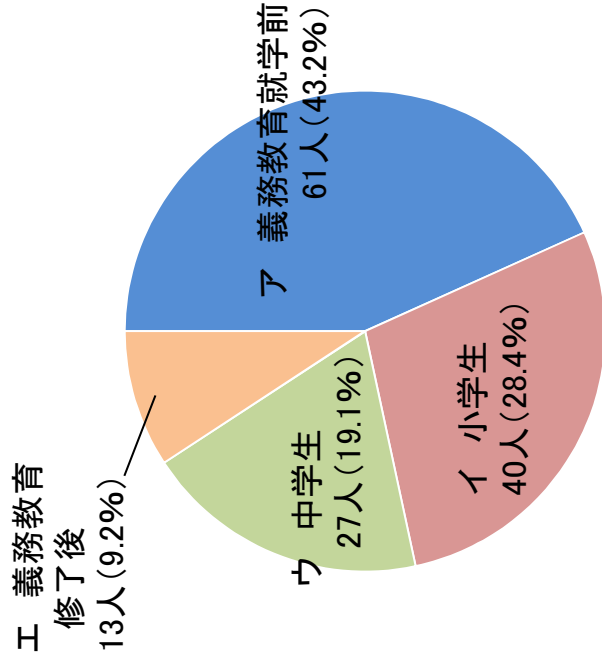
- 前年度調査では、「ア 義務教育就学前」が61人と最多で、全体の4割以上を占めていたが、本年度調査では25.7%と、特に「義務教育就学前」の児童の所在等の確認が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<（参考）前年度調査>

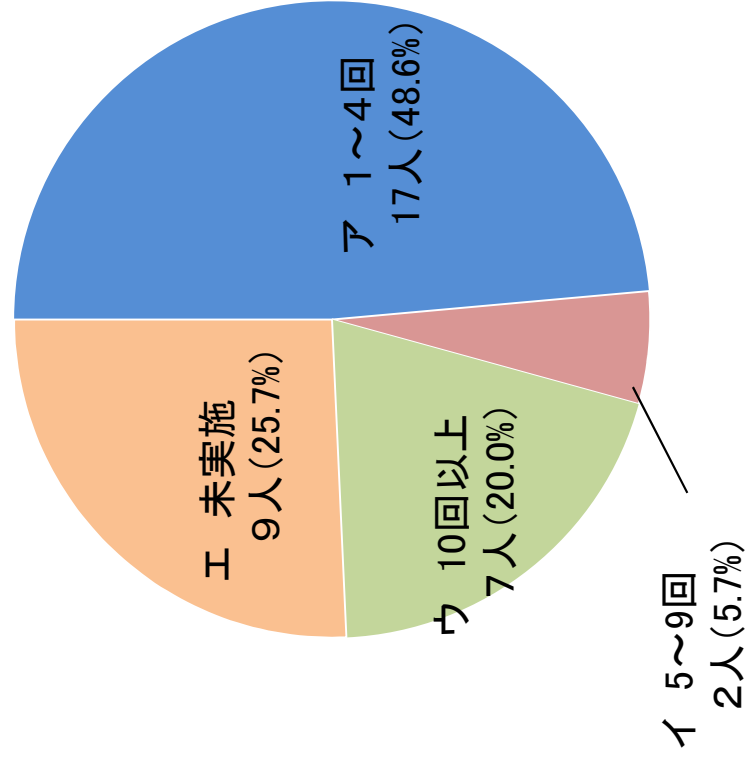


総数：141人（※H26.10.20時点）

これまでの訪問調査の状況 【2の続き】

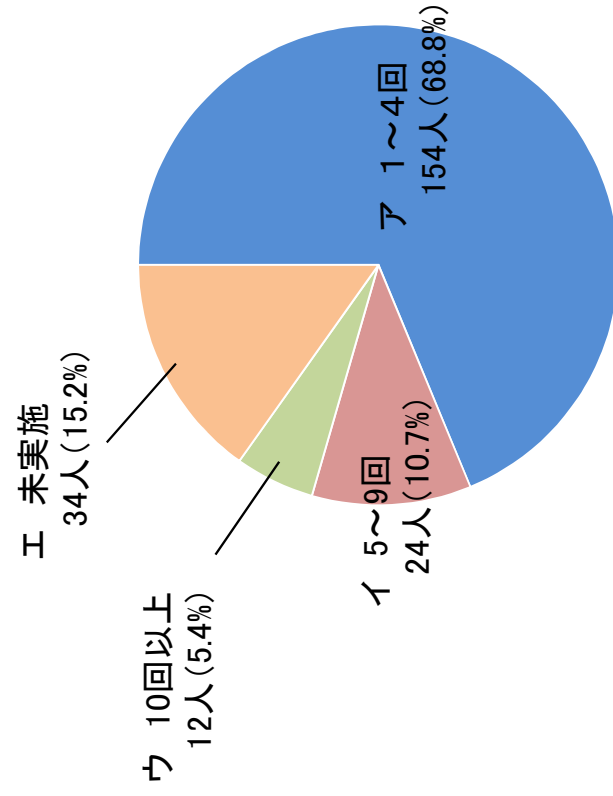
- 「ア 1～4回」が17人(48.6%)で最多。次いで「エ 未実施」が9人(25.7%)、「ウ 10回以上」が7人(20.0%)、「イ 5～9回」が2人(5.7%)。
(※) 理由については、例えば、「海外に出国している可能性がある」、「DV等で避難している可能性がある」等により住所地に居住していないことが明らかかな場合。
- 前年度調査との比較では、「ウ 10回以上」の割合が5.4%から20.0%と増加しており、頻回な訪問調査の実施による所在等の確認の取組が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<(参考)前年度調査>

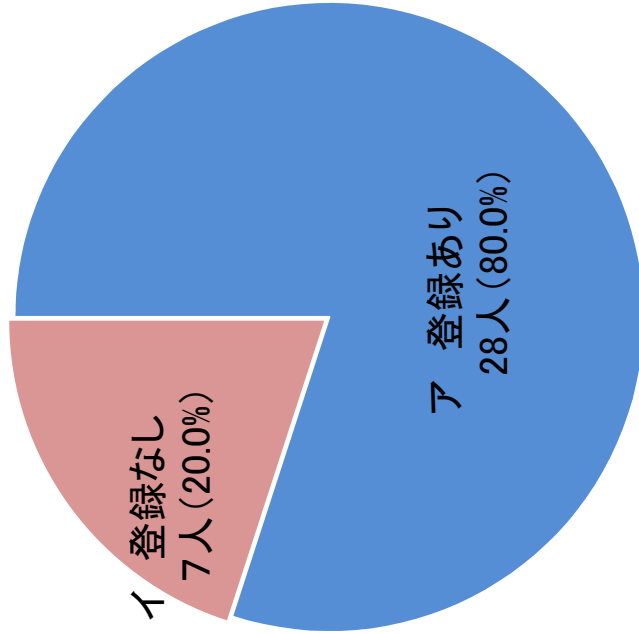


総数：224人 (※H26.9.1時点)

要保護児童対策地域協議会へのケース登録の状況【2の続き】

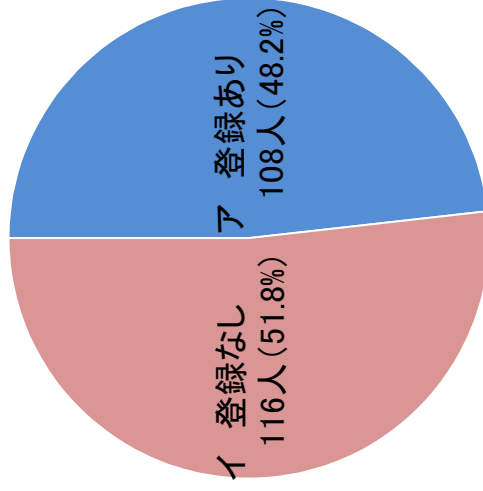
- 「ア 登録あり」が28人(80.0%)、「イ 登録なし(※)」が7人(20.0%)。
(※)理由については、例えば、「警察に通報(相談)しているため」、「海外に出国している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、48.2%から80.0%と要保護児童対策地域協議会へのケース登録が進展している状況。

<平成27年度調査>



総数：35人

<(参考)前年度調査>

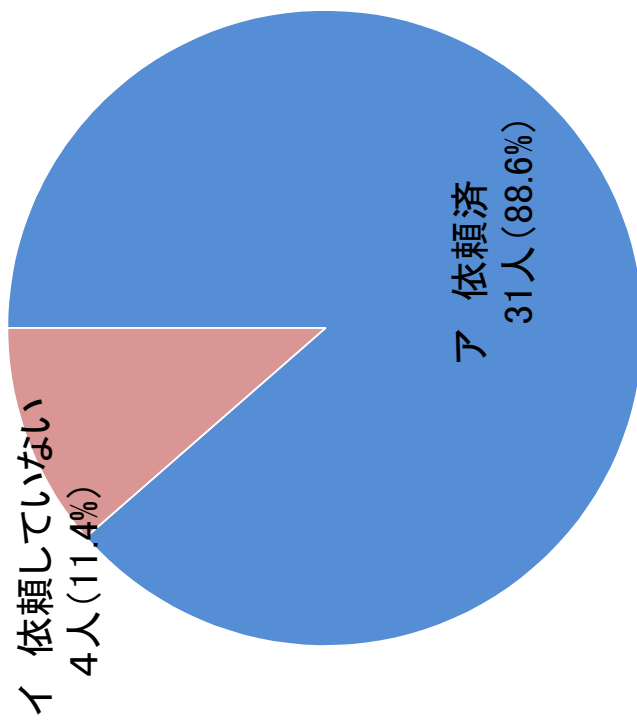


総数：224人(※H26.9.1時点)

児童相談所との情報共有・連携に係る依頼の状況 【2の続き】

- 「ア 依頼済」が31人（88.6%）、「イ 依頼していない（※）」が4人（11.4%）。
（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。

<平成27年度調査>

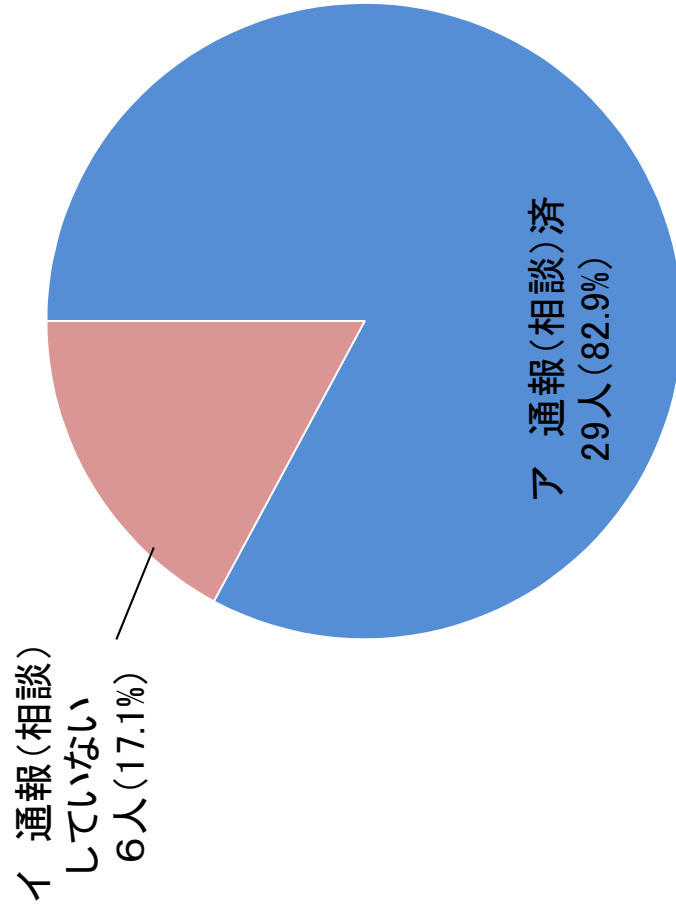


総数：35人

警察への通報（相談）の状況 【2の続き】

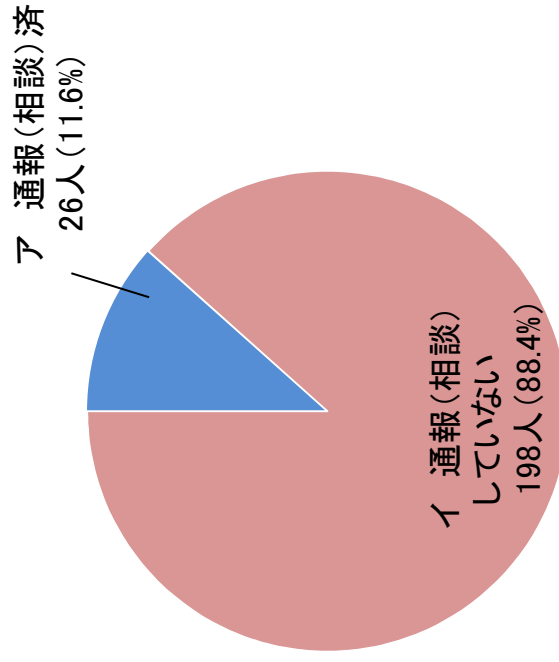
- 「ア 通報（相談）済」が29人（82.9%）、「イ 通報（相談）していない（※）」が6人（17.1%）。（※）理由については、例えば、「海外に出国している可能性があるため」、「DV等で他市町村に避難している可能性があるため」。
- 前年度調査との比較では、11.6%から82.9%と警察への通報（相談）が大幅に上昇し、徹底されている状況。

＜平成27年度調査＞



総数：35人

＜（参考）前年度調査＞



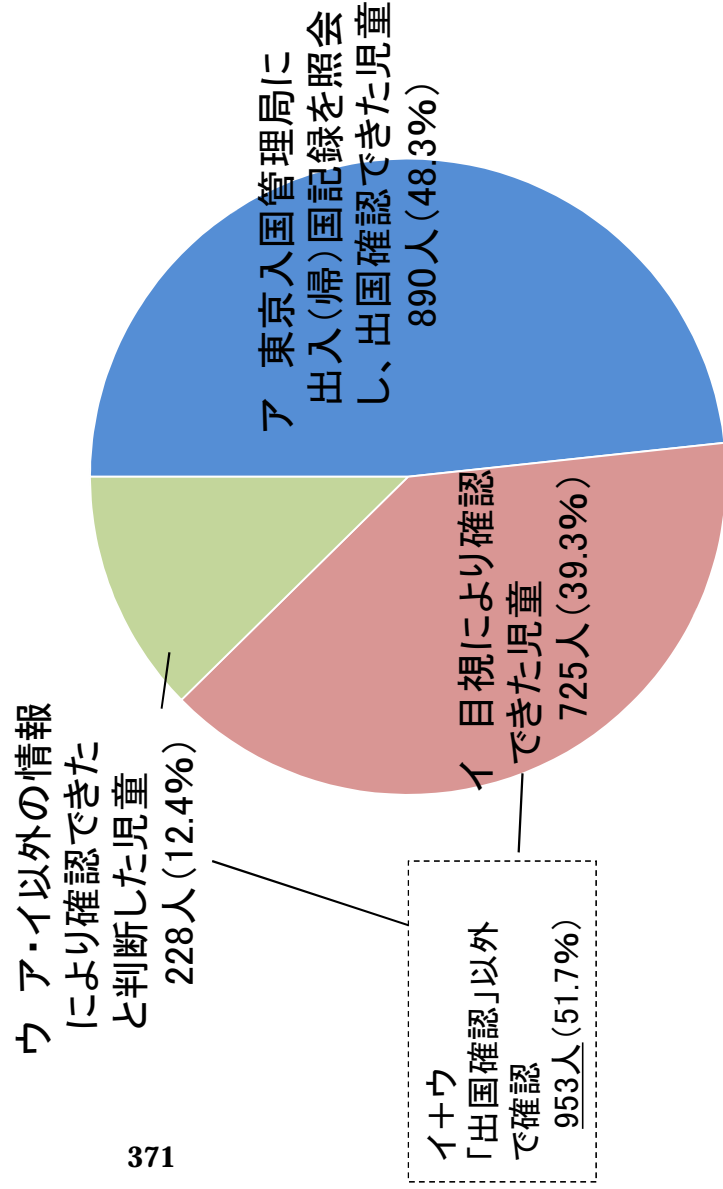
総数：224人（※H26.9.1時点）

3. 所在等が確認できた児童（1,843人）の状況（平成27年6月2日～平成28年3月31日）

所在等が確認できた方法

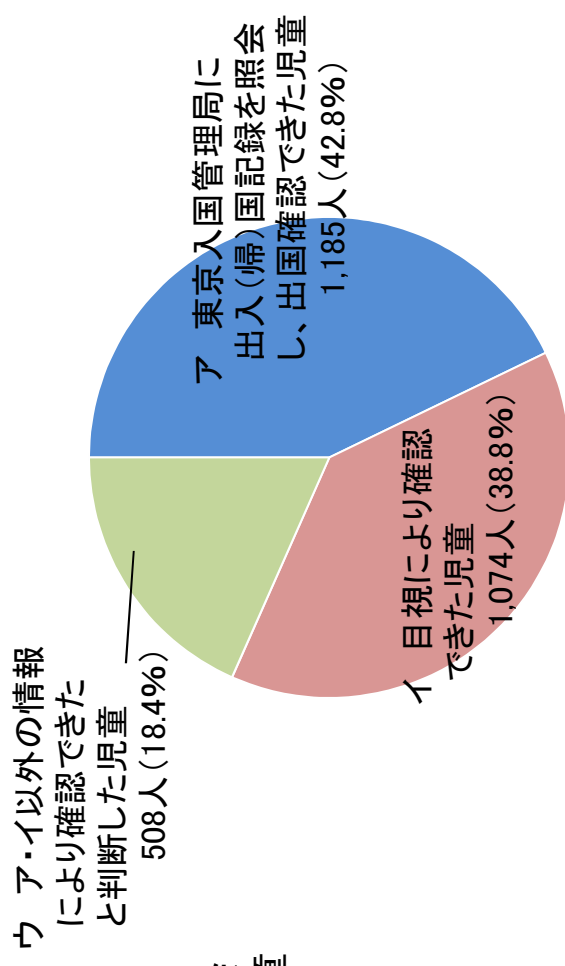
- 「ア 東京入国管理局に出入（帰）国記録を照会し、出国確認できた児童」が890人（48.3%）で最多。
次いで「イ 目視により確認できた児童」が725人（39.3%）、「ウ ア・イ以外の情報により確認できた」と判断した児童」が228人（12.4%）。
- 前年度調査と概ね同様の傾向。

＜平成27年度調査＞



総数：1,843人

＜（参考）前年度調査＞



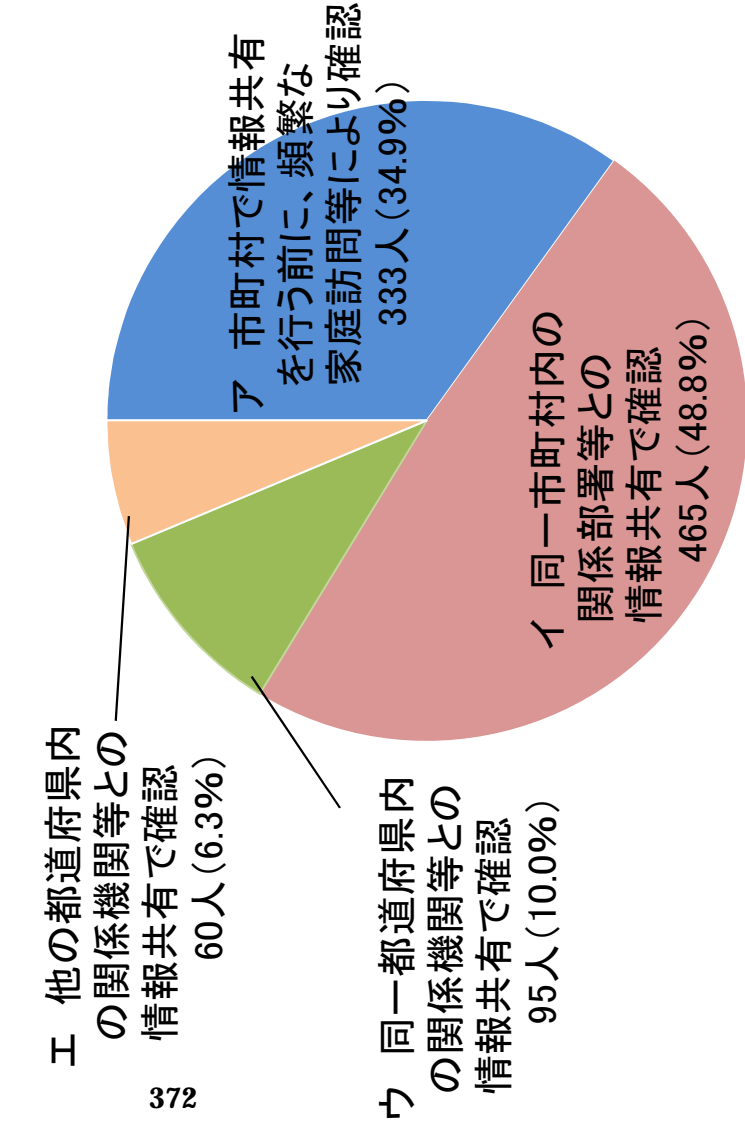
総数：2,767人

所在等が確認できた方法の詳細

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

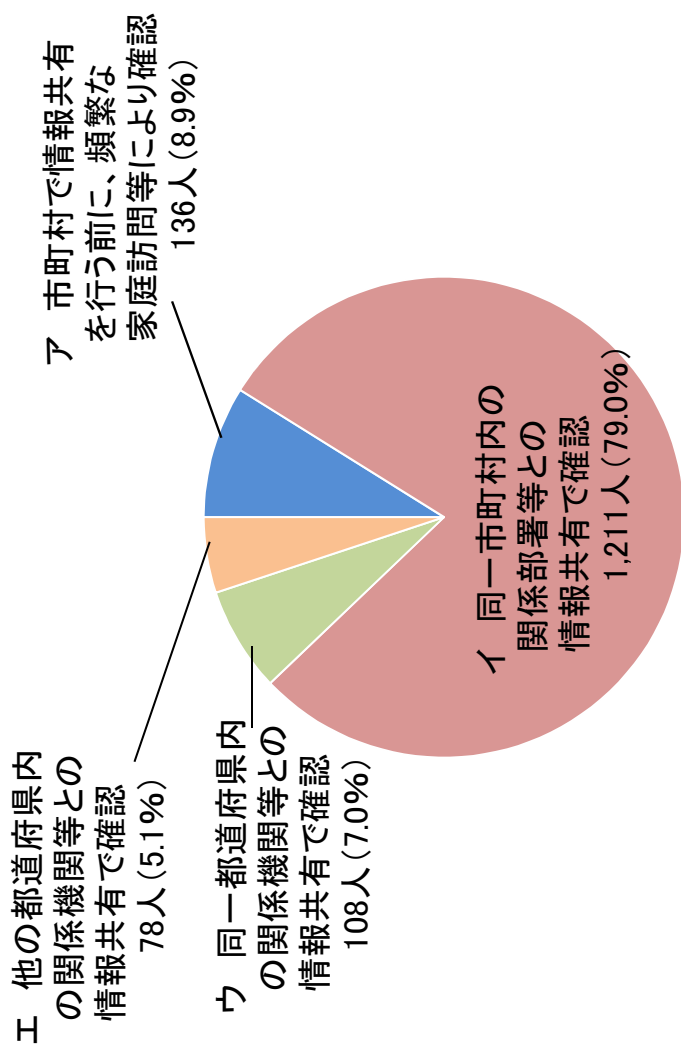
- 「イ 同一市町村内で確認」が465人（48.8%）で最多。次いで「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」が333人（34.9%）、「ウ 同一都道府県内で確認」が95人（10.0%）、「エ 他の都道府県内で確認」が60人（6.3%）。
- 特に「ア 頻繁な家庭訪問等により確認」と「イ 同一市町村内で確認」の合計は、前年度調査と同様に8割超。

＜平成27年度調査＞



総数：953人

＜（参考）前年度調査＞



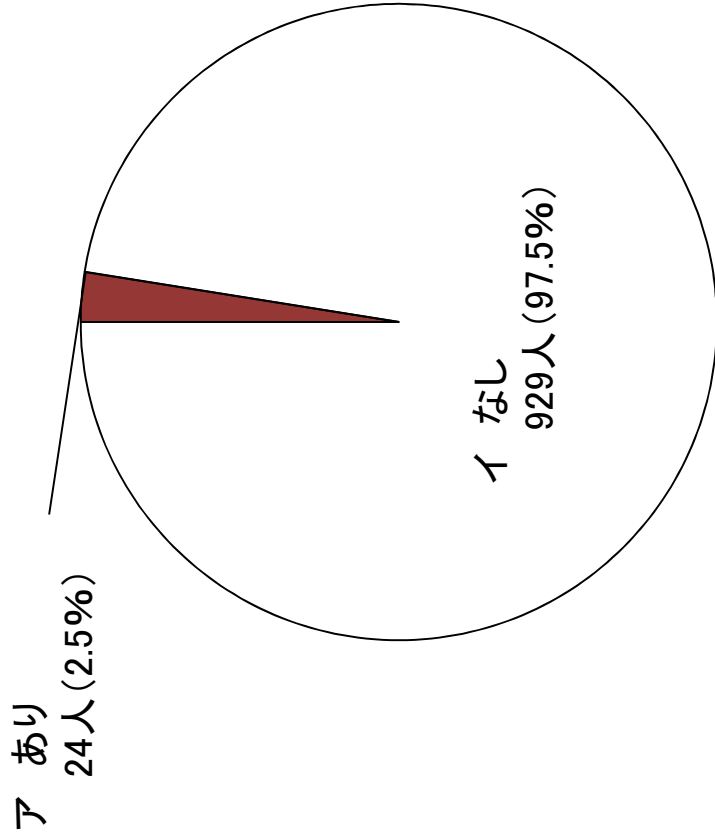
総数：1,533人

所在等が確認できた際の虐待又は虐待の疑いの有無

～「出国確認」以外の方法で所在等が確認できた953人の状況～ 【3の続き】

- 「ア あり(※)」との回答が24人(2.5%)。
(※) 理由については、例えば、「学校に通わせていないため(教育ネグレクト)」、「母親の養育力不足等によるネグレクトの疑いがあるため」、「家族から暴言等を受けて家出を繰り返していた経緯があるため」。

<平成27年度調査>



総数：953人

所在等の確認の取組事例

取組事例①

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実母、本児（1歳5か月）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村では、転入時から転居を繰り返す母子として把握。
- 住所地市町村の母子保健部門が発出した本児の1歳6か月児健診の案内が宛所不明で返送され、実母、本児と連絡・接触ができず、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村は、住所地への訪問に警察と児童相談所とともに同行。
- 訪問時、母子は不在であったが、在室していた関係者の協力により実母と電話連絡ができ、実母から「居所都道府県の児童相談所に向かう予定である」旨を聴取。住所地市町村は、即日、この旨を当該児童相談所に連絡し、本児の安全確認の協力依頼と、これまでの対応経過を情報提供。
- 居所都道府県の児童相談所に母子が来所し、実母から「遠隔地で働くため子どもを預かって欲しい。」旨の相談を受理。児童相談所では、実母の意向に加え、住所地市町村における対応経過等から、このまま放置すると不グレクト（育児放棄）につながることも考慮して、即日、本児を乳児院に一時保護委託とし児童の安全を確保。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 本児は、その後、一時保護を解除され、乳児院に施設入所措置となっており、現在、児童養護施設に措置先を変更し入所中。
- 居所都道府県の児童相談所は、住居を転々とする実母の特性を踏まえ、住民登録手続、住居の決定等について親身に助言を行うなど実母と連絡を密に取り合い合う関係を構築し、支援を継続。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村、児童相談所及び警察が連携し、協力体制のもと住所地への訪問を実施したこと。
- ☆ 住所地市町村から居所都道府県の児童相談所に母子の対応経過等を速やかに情報提供したこと、迅速に一時保護を実施し、児童の安全を確保したこと。

取組事例②

1. 所在等の確認が必要な児童として判断した経緯等（住所地市町村で対応）

- 実父、実母、長女（7歳）、次女（5歳）の世帯。 ※年齢は平成27年6月1日時点
- 住所地市町村の教育委員会が発送した長女の小学校入学案内が返送され、入学手続きが行われないことから、教育委員会が家庭訪問を実施したところ、本世帯が住民票をそのままにして転居したことを把握。本世帯と連絡・接触ができません、所在等の確認が必要と判断。

2. 所在等の確認のための取組（住所地市町村・居所市町村が連携して対応）

- 住所地市町村の関係部署間（戸籍担当、国民健康保険担当、税務担当等）、要保護児童対策地域協議会（要対協）の関係機関間（市教育委員会、保健福祉センター、福祉事務所、児童相談所、警察署等）で所在確認のための情報共有を実施し、他市町村で居住の可能性が有ることが判明。
- 住所地市町村の関係機関（教育委員会、児童相談所及び要対協調整機関）が、居住の可能性がある他市町村に赴き居住実態を調査したが、直接接触して確認することができず、当該市町村の福祉事務所（要対協調整機関）に継続的な居住確認を依頼。
- 当該市町村では児童相談所、警察等関係機関と情報を共有しつつ居住確認を継続し、実父、実母、長女、次女の所在を確認。

3. 所在等の確認後の児童への支援（居所市町村で対応）

- 長女は小学校に通学しておらず、教育ネグレクトが疑われたことから、居所市町村において入学手続きを支援。
- 居所市町村は、世帯全員の住民登録手続きを支援するとともに、学校と連携しつつ定期的に家庭訪問を実施し、本世帯の生活状況を把握するなどして居住実態を継続的に確認。

4. 本事例から得られた取組のポイント

- ☆ 住所地市町村で、関係部署や要対協を活用した積極的な情報共有を行うことにより、他市町村での居住の可能性を把握した点。
- ☆ 住所地市町村が居所市町村に対して継続的な居住確認を依頼するなど、住所地と居所地の自治体が協力・連携して長女及び次女の所在確認に取り組んだこと。

平成28年度「居住実態が把握できない児童」に関する調査の実施について

＜調査の経緯・目的＞

○ 居住実態が把握できない児童（※1）やその家庭は特に支援を必要としている場合があり、平成26年11月、関係府省庁（内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁）による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」において、児童の所在確認のための市町村間の情報共有と連携のあり方について申し合わせがなされた。

○ 更に、今後の対応策の検討の参考とするため、児童の所在及び安全確認のための市町村における取組状況等について、平成26、27年度（※2、3）に引き続き、調査を実施。

（※1）当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（以下の①～③のいずれかに該当）であって、市町村が引き続き所在及び安全の確認を行ったにもかかわらず、所在等が確認できない児童。

① 乳幼児健康診査、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、電話、文書、家庭訪問等を実施しても、連絡・接触ができない児童

② 市町村の児童家庭相談、保育の実施事務、児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている児童のうち、電話、文書、家庭訪問等を実施しても連絡・接触ができず、必要な届出や手続が行われていない児童

③ 市町村教育委員会が、学校への就園・就学に係る事務（注）の過程で把握した児童のうち、市町村教育委員会が学校と連携しても、電話、文書家庭訪問等により連絡・接触ができない児童

（注）就園奨励費補助、就学時健診、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続きに係る事務も含む。

（※2）平成26年度調査：平成26年5月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、同年10月20日時点の状況を調査。

（※3）平成27年度調査：平成27年6月1日時点で市町村が所在等の確認が必要と判断した児童について、平成28年4月1日時点の状況を調査。

＜調査の対象＞

全国の市町村（1,741市町村）

＜調査の内容＞

○ **平成28年6月1日時点**で、当該市町村には住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で、電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童（上記①～③のいずれかに該当）であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童を「調査対象児童」（※4）として、
 ・ 「平成28年6月2日から平成29年3月31日までの間に所在等が確認できた児童」

・ 「平成29年4月1日時点で依然として居住実態が把握できない児童」

の詳細な状況等を確認し、各市町村の取組状況を把握。（回等期限：平成29年4月10日 調査項目の詳細：「別紙」参照）

（※4）保護者と連絡が取れている場合であっても、保護者の状況、これまでの支援の状況等から市町村において、早急に所在を確認する必要があると判断した児童も「調査対象児童」に含めて回答。

○ 上記のほか、平成27年度調査結果における「居住実態が把握できない児童」について所在等の確認ができた場合は、速やかに報告

平成28年度調査：調査項目の詳細

調査対象児童1人1人について、個別に以下の項目を調査。

全調査対象児童について必須調査項目

- ①住所都道府県名、市町村名 ②年齢、学年、性別 ③戸籍の有無 ④調査対象児童の存在を把握した時期
 ⑤調査対象児童の存在を把握する端緒となった主な業務
 ⑥平成27、26年度調査で「居住実態が把握できない児童」として報告していたか否か

平成28年6月2日～平成29年3月31日までに所在等が確認できた児童についての調査項目

- ①居所都道府県名、市町村名
 ②住民票上の住所地での居住の有無
 ③所在等が確認できた方法
- 〔ア 東京入国管理局に照会し、出国確認
 イ 目視により確認
 ウ 信頼性に確信が持てる情報入手したことにより確認
 ④③でウにより確認した場合の判断根拠
 ⑤所在等が確認できた年月日
 ⑥義務教育就学中の児童で、③でイ又はウにより確認した場合の、所在等の確認時の教育の状況
 ⑦③でイ又はウにより確認した場合の、「所在等が確認できるまでの間」又は「所在等の確認時」における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
 ⑧⑦で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細、その後の支援の内容等
 ⑨⑦で「情報なし」の場合の、所在等の確認時の状況

平成29年4月1日時点で居住実態が把握できない児童についての調査項目

- ①家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況等
 ②調査対象児童の存在を把握して以降の訪問調査の回数
 ③調査対象児童の所在等を確認するための調査先（※）
- 〔（※）自市町村の関係部署等、自都道府県内の関係機関等、
 自都道府県外の関係機関等、その他
 ④「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無
 ⑤④で「情報あり」の場合の、当該情報の詳細
 ⑥要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、登録の時期、登録しない理由
 ⑦児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、依頼の時期、依頼しない理由
 ⑧警察への通報（相談）状況、通報（相談）の時期、行方不明者届提出の有無、通報（相談）しない理由
 ⑨東京入国管理局への照会状況、直近の回答日
 ⑩海外出国の可能性に関する情報の有無
 ⑪D Vで他市町村に避難している可能性に関する情報の有無
 ⑫所在等を確認する上で生じている個々の問題点

児童扶養手当制度の概要

1. 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（平成22年8月より父子家庭も対象）

2. 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者（祖父母等）。

3. 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。
平成26年12月より、受給者等の年金額が手当額を下回る場合は、その差額分の手当を支給。

4. 手当月額（平成29年4月～）

・児童1人の場合	全部支給：42,290円	一部支給：42,280円から9,980円まで
・児童2人以上の加算額〔2人目〕	全部支給：9,990円	一部支給：9,980円から5,000円まで
	[3人目以降1人につき]	一部支給：5,980円から3,000円まで

5. 所得制限限度額（収入ベース）

・本人：全部支給(2人世帯) 130.0万円、一部支給(2人世帯) 365.0万円
 ・扶養義務者(6人世帯)：610.0万円

6. 受給状況

・平成28年3月末現在の受給者数 1,037,645人（母：971,591人、父：60,928人、養育者：5,126人）

7. 予算額（国庫負担分）〔29年度予算案〕 1,783.9億円

8. 手当の支給主体及び費用負担

・支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
 ・費用負担：国 1/3 都道府県、市及び福祉事務所設置町村 2/3

児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議【参議院】

平成二十八年四月二十八日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 ひとり親家庭に対しては、生活の安定を最大限確保し、かつ、子育てと両立できる質の高いかつ安定した就業が確保されるよう、自立に向けた就業支援、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実するとともに、支援を必要とするひとり親家庭に行政の支援が確実につながるよう、適切な措置を講ずること。また、ひとり親家庭が社会的孤立に陥らないよう、地方公共団体の取組のみならず民間団体の協力を得て社会的孤立の発生予防及び克服に努めるとともに、民間団体に対する支援等の必要な施策を講ずること。

二 児童扶養手当の加算額を含む支給額については、ひとり親家庭の所得状況及び生活実態、今後の社会経済状況の変化等を踏まえつつ、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するという制度の目的及び趣旨が実現されるよう、引き続き、その在り方について検討し、検討結果に基づき適切な措置を講ずること。

三 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

四 児童扶養手当の不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、手当の受給に伴う確認等の手続が過度な負担とならないよう十分配慮すること。あわせて、手当受給期間が五年を超える場合等に実施される一部支給停止に関し、本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、適用除外となる事由、必要となる届出及び添付書類等について、受給者に対して丁寧な説明を行うこと。また、手当の受給要件を満たす家庭の受給漏れがないよう、地方公共団体によるワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の必要な対策を講ずること。

五 ひとり親家庭の子どもの大学等への進学率が著しく低い実態を踏まえ、進学を希望する子どもが経済的理由で将来への可能性を断たれることのないよう、児童扶養手当等により生活の安定を図りつつ、子どもの学習支援、給付型奨学金の創設や授業料減免措置の充実等による教育費の負担軽減策を講ずるなど、ひとり親家庭の子どもの大学等への進学機会を確保するための総合的な取組を推進するよう努めること。

六 ひとり親家庭は婚姻歴の有無にかかわらず経済的に厳しい状況にあることから一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること。

七 養育費に関する制度の周知に取り組むとともに、ひとり親家庭の養育費確保に向けた支援策を更に充実すること。あわせて、養育費の取決めを行うことが児童扶養手当の支給に当たっての要件ではないことについて、地方公共団体及び当事者に周知徹底すること。また、親権者ではない親も養育の義務を負うことについて当事者に対し自覚を促すとともに、子どもと同居していない親に対する就労支援等、養育費が安定して支払われるための取組についても検討すること。

八 面会交流は子の健やかな育ちのために重要であり、養育費を支払う意欲にもつながるものであることに鑑み、DV被害者や子どもの意思等に配慮しつつ、面会交流支援事業の拡充及び制度の周知等の面会交流の円滑な実施のための施策を講ずること。

九 ひとり親家庭の子どもの始めとした子どもの貧困率が上昇傾向にあることに鑑み、子どもの貧困対策の推進に関する法律の趣旨も踏まえ、子どもの貧困を根絶するために必要な施策について総合的な検討を加えること。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

雇 児 発 0714 第 1 号
平成 28 年 7 月 14 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県知事} \\ \text{指定都市市長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について

児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 126 号。以下「改正省令」という。）が、本日公布され、平成 28 年 8 月 1 日から施行されることとなったところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏なきを期されるとともに、管内市町村及び福祉事務所に対する周知方をお願いする。

この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第 1 改正省令の内容

1 児童扶養手当認定請求書の見直し

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号。以下「規則」という。）第 1 条に基づく児童扶養手当認定請求書（様式第 1 号）について、養育費の取決めの有無について確認する項目を設けることとする。

養育費の取決めをしていないなど養育費の確保支援を必要としているひとり親家庭に対しては、母子・父子自立支援員との連携を図る等により、相談支援につなげる等適切な対応をとること。

※ なお、本改正により、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件となるものではないことを申し添える。

2 その他所要の改正

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 69 号）の施行に伴い、規則について所要の規定の整備を行うため、平成 28 年 2 月 25 日に、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 28 年厚生労働省令第 25 号）を公布したが、当該省令で改正した規則の様式の一部に誤りがあったため、所要の改正を行うこととする。

第2 施行期日

平成28年8月1日

第3 経過措置

改正省令の施行の際現にある改正省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

雇児福発0616第1号
平成28年6月16日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

児童扶養手当の現況届等について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援については、昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において、ひとり親家庭への総合的な支援の充実策をまとめた「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」（以下「プロジェクト」という。）を策定したところです。

プロジェクトにおいては、支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備することを盛り込んでいます。

また、毎年8月の児童扶養手当の現況届の時期等を集中相談期間として設定し、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制（集中相談体制）を構築することにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローしていくことを盛り込んでいます。

については、プロジェクトを踏まえ、ひとり親家庭の支援の充実につなげていただくよう、次の事項に十分留意の上、児童扶養手当支給事務の適切な執行をお願いするとともに、管内市町村に周知方お願いします。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1. 児童扶養手当の現況届については、現在においても特段の事情（※）がない場合には対面による手続きを行っていただいているところですが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いします。

※ 受給者の傷病等や居住地が離島であることなど来庁することが著しく困難な場合

2. プロジェクトにおいては、児童扶養手当の多子加算の拡充に併せて、不正受給防止対策の取組を行うこととされています。このため、「児童扶養手当事務処理マニュアル（平成22年8月）」により示している第4章その他留意事項の「XI. 適正受給」及び参考資料の「児童扶養手当の適正受給のための取組について」を引き続き参考にしていただき、新規認定や現況届時などの書類の確認については、市等の職員、民生委員等が協力して実態調査や現地調査を実施することについて、一層の徹底をお願いします。

なお、不正受給防止対策の実施に当たっては、子育てと生計を一人で担い、生活上の様々な困難を抱えているひとり親家庭の実情に鑑み、児童扶養手当の受給に伴う確認等の手続きが過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。

雇児福発0801第2号
平成28年8月1日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長
(公 印 省 略)

「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年3月31日雇児福発第0331001号）の一部改正等の留意事項について

児童扶養手当制度の円滑な実施については、日頃から格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ひとり親家庭支援について昨年12月21日に子どもの貧困対策会議において策定した「すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」においては、児童扶養手当について、多子加算の拡充に併せて、自立のための活動促進の取組を行うこととされています。これを受け、今般、標記通知の一部改正により、児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合等の一部支給停止措置に係る適用除外事由のうち、受給資格者が求職活動その他自立に向けた活動を行っている場合に該当することの確認方法を改めることにしました。

具体的には、受給者が求職活動支援機関等の利用状況を証明するに当たり、公共職業安定所等への求職登録等が有効であることに加え、実際に行った求職活動の年月日を2つ以上記入していただくこととしました。

この取組は、適用除外の要件を従来より厳しくするものではなく、受給者の自立のための支援に確実に繋げていただくことを趣旨としておりますので、最大限のご尽力をお願いします。

なお、この取組は、受給者への周知期間等を考慮し、本年8月からの適用ではなく、平成29年8月の現況届に併せて届出を行う受給者からの適用となりますのでご留意の程お願いします。

また、一部支給停止措置の事務を行うに当たっては、引き続き、下記の事項に十分留意の上、適切な執行をお願いします。

この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 本来手当の全額を受給できる者が支給を停止されることのないよう、一部支給停止適用除外となる事由の証明に必要となる書類は、雇用主等が受給資格者を雇用していることを証明した書類だけではなく、健康保険証の写しや賃金支払明細書の写しなど、受給資格者が雇用されていることが確認できる書類であればよいことなど、受給者資格者に対して、一部支給適用除外となる事由や必要な届出等についての丁寧な説明を行うこと。
- 2 手当の受給要件を満たす者の受給漏れが生じないよう、窓口のワンストップサービス及びアウトリーチの強化等の取組を行うこと。
- 3 今般の多子加算の拡充により、すでに一部支給停止となっている受給者の支給停止額が支給停止上限額を超えることが想定されるが、以下の点に十分留意の上、適切な執行を行うこと。（（注）の具体例を参照されたい。）
 - ① 一部支給停止は、5年等満了月の翌月から適用されること。
 - ② ただし、支給停止となる手当の額は、5年等満了月の翌月に支払うべき額（所得制限により手当の全部又は一部が支給停止されている場合は、所得制限により支給停止される前の額）の2分の1を超えないこと。
 - ③ 全部又は一部支給停止が行われている場合には、当該支給停止後の額に2分の1を乗じて得た額となること。

（注）具体例

例1：全部支給の場合

- 子どもを3人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年6月時点で50,330円（42,330円+5,000円+3,000円）。
- 本年6月時点で、受給期間が5年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は50,330円の2分の1の25,160円。
- これは、本年8月以降、多子加算の拡充により、支給停止されない場合の額が58,330円（42,330円+10,000円+6,000円）となっても、支給停止の上限額は25,160円のままで変更はない。（58,330円の2分の1の29,160円ではない。）

例2：所得制限による一部支給の場合

- 子どもを3人有するひとり親家庭への児童扶養手当額は、本年6月時点で30,000円（22,000円+5,000円+3,000円）。
- 本年6月時点で、受給期間が5年等満了となり一部支給停止される場合、支給停止の上限額は50,330円の2分の1の25,160円。
- 本年8月以降、多子加算の拡充により、手当額が32,960円（22,000円+6,850円+4,110円）となった場合、32,960円の2分の1の額は16,480円であり、上限額の25,160円よりも低いことから、支給停止される額は、16,480円となる。

「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」の公募開始

～積極的に就業支援に取り組む企業などを募集、2月3日（金）締切～

厚生労働省では、ひとり親家庭に対しての自立支援の一環として、就業支援に積極的に取り組んでいる企業や団体を対象に「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」を実施しています。

子育てと就業の両立が難しいなどの理由から、母子家庭の母、父子家庭の父の就業は困難な状況にあります。

この表彰は、母子家庭の母、父子家庭の父が働きやすい環境整備などの取組を促進すると同時に、ひとり親家庭支援の社会的機運を高めることを目的に、平成18年から実施しています。今年度、表彰する企業は、平成29年3月に発表する予定です。

たくさんのご応募お待ちしております。

1 募集対象

以下の（1）又は（2）の項目のすべてに当てはまる企業や団体を対象に、雇用均等・児童家庭局長が表彰します。

（1）母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「ひとり親家庭の親」という。）の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

- ①ひとり親家庭の親の就業促進について理解があること
- ②ひとり親家庭の親が継続的に就業可能となっているなど、職場環境が良好であること
- ③ひとり親家庭の親を相当数雇用していること
- ④重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ⑤過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

（2）母子・父子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業

- ①母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注割合が一定以上であること
- ②母子・父子福祉団体又はひとり親家庭の親に対する年間発注額が一定程度であること
- ③重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと
- ④過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと

2 募集期間

平成28年12月6日（火）～平成29年2月3日（金）まで

3 応募方法

応募用紙に必要事項を記入の上、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室宛てにFAXまたは郵送（当日消印有効）してください。

4 応募用紙【公募用】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室で配付します。
厚生労働省ホームページにも掲載しますので、ダウンロードしてお使いください。

厚労省HP
はこちら↓

5 問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

住 所：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

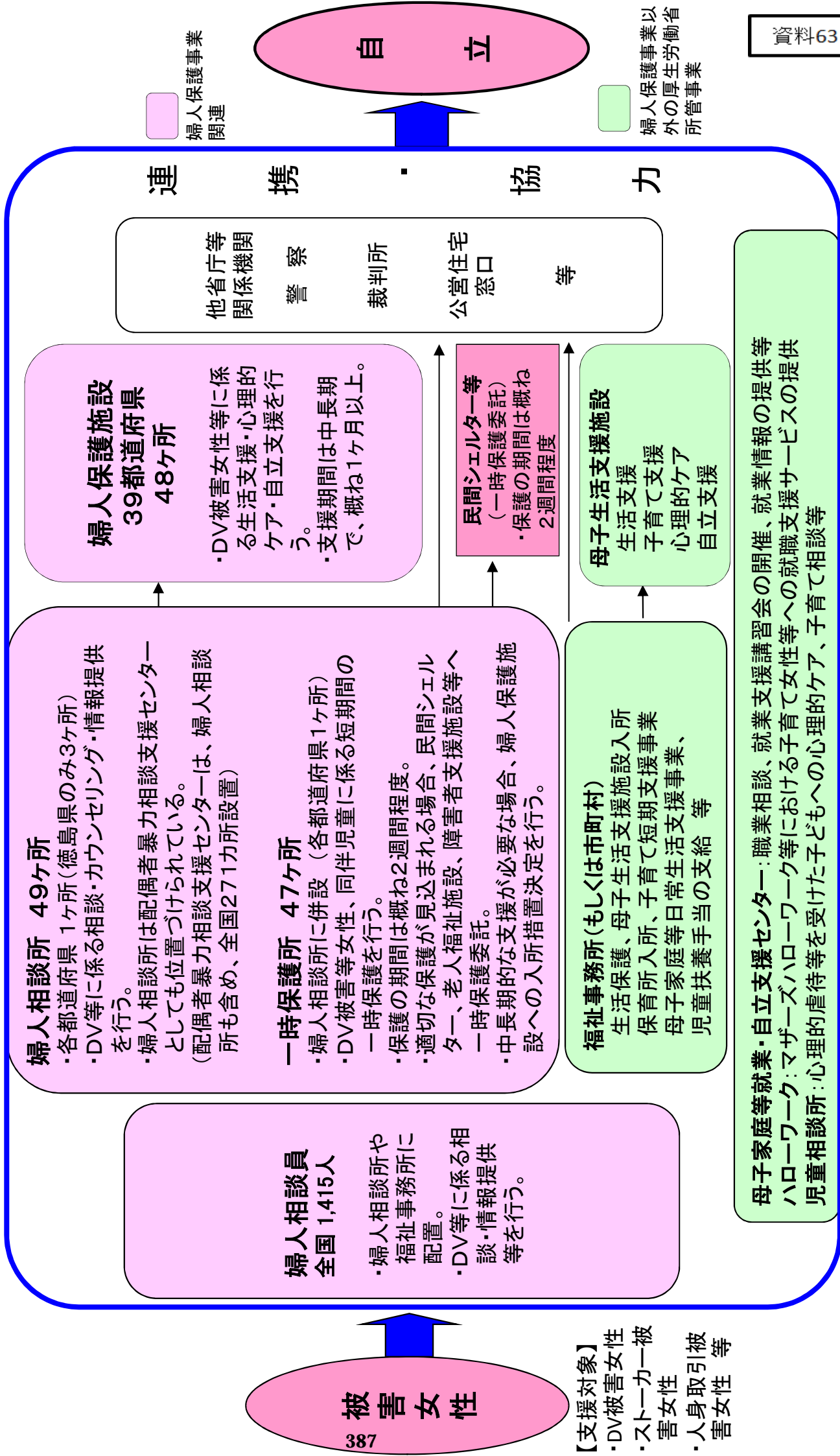
電 話：03（5253）1111（内線7959） FAX：03（3595）2663

H P：右のQRコードからアクセスできます。



婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



(注)婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成28年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成28年11月1日現在

平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要

平成28年度予算額
96億円の内数

平成29年度予算案
177億円の内数

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

17百万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

23億円

388

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給する。【新規】

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

同伴児童のケアを行う指導員の配置を拡充する。※(現行)最大2名まで配置可能→最大3名まで配置可能【拡充】

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○ 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○ 婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

○ 婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度においては、月額最大149,300円(現行106,800円)に見直しを図る。

【拡充】

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

388

○ DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○ DV相談担当職員研修事業

婦人相談員等の経験年数等に応じた研修が実施できるよう、研修実施回数増加(年1回→年3回)を図る。【拡充】

○ 休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○ 専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○ 法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

5 DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業)

154億円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成27年5月21日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

- 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事が行う研修（以下「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。
- 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事項	主な内容
実施主体	都道府県（都道府県が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修項目・科目及び時間数等	研修項目・科目、研修時間数等は、別紙のとおり（講義及び演習を合わせて24時間）（都道府県の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。授業形態は、適宜演習を取り入れたりして学びを深めるような工夫が必要。特に、講師の選定に当たっては、認定資格研修を適切に実施、指導できる者により行われるよう十分配慮する必要がある。
修了の認定・修了証の交付	都道府県は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」〔賞状形式及び携帯用形式〕を都道府県知事名で交付（委託は不可）。
認定の取消	都道府県は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合 など

事項

主

な

内

容

研修会参加費用

研修会参加費用のうち、資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。

費用

国は、都道府県に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。
 (※)認定資格研修を受講する際の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み(都道府県の事務の主な流れ)



放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の理解【4.5時間(90分×3)】

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6.0時間(90分×4)】

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期(6歳～12歳)の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4.5時間(90分×3)】

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間(90分×2)】

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間(90分×2)】

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間(90分×2)】

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計 24時間(16科目)